

民間賃貸教職員住宅建設促進事業のお知らせ

民間活用による良質な賃貸教職員住宅の建設を促進し、教職員の住宅確保・村内への定住促進・住環境の向上を図ることを目的として、村内（一部の地区）で民間賃貸教職員住宅を建設する者（個人・法人）に対して、建設費の一部を補助する「留寿都村民間賃貸教職員住宅建設促進事業」を、平成30年度実施します。



【事業概要について】

○ 施設の種類

民間賃貸教職員住宅及びその附帯施設

○ 補助対象者

村内に賃貸教職員住宅を新築し、その所有者となる村内居住の個人又は村内に事業所等を有する法人。

○ 補助対象となる教職員住宅

新築で1棟2戸以上とする。ただし、6戸までを限度とする。

○ 補助金の額

補助金は、1戸当たり300万円を限度とする。

○ 事業者選定

「公募型プロポーザル方式」を採用し、優れた提案を行った応募者を選定する。

○ 事業方法

選定された民間事業者が設計・整備した教職員住宅の完成後、事業者に対し、教職員住宅の整備費の一部を事業者からの申請により補助する。

○ 事業者の業務範囲

事業者が行う主な業務は次のとおりである。

① 教職員住宅の整備

② 教職員住宅の維持管理に係る業務

教職員住宅及びその附帯施設の修繕並びに法定点検等の維持管理

③ その他の業務

村の補助申請手続き等の資料の提供

○ 事業スケジュール（予定）

平成30年5月 事業者の募集

平成30年6月 提案書受付

平成30年7月 事業者の審査・選定・通知

平成30年7月 工事着手

平成31年2月 工事完成

平成31年3月 事業完了、補助金事務検査



* 土地の所有がない方については、村有地を売却する予定がありますのでお問い合わせください。

その他不明な点については、留寿都村教育委員会にお問い合わせください。

電話 46-3321（代）